

令和4年2月18日開会
令和4年2月18日閉会

令和4年2月鳥取県西部広域 行政管理組合議会定例会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

令和4年2月 鳥取県西部広域 行政管理組合議会定例会会議録

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

議 事 日 程

令和4年2月18日 午後1時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案第2号 鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘基金条例を廃止する条例の制定について

議案第3号 財産の処分について

議案第4号 令和3年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第4回）

議案第5号 令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算

第 4 組合事務一般に対する質問

第 5 議案第2号～議案第5号（質疑・委員会付託・採決）

第 6 議案第6号 監査委員の選任について

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

議事日程第1～第6

日程追加 議案第7号 鳥取県西部広域行政管理組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議案第8号 管理者の専決処分事項の指定について

~~~~~

**出席議員（１６人）**

|      |     |     |      |     |     |      |     |     |
|------|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|
| 1 番  | 今 城 | 雅 子 | 2 番  | 国 頭 | 靖   | 3 番  | 石 橋 | 佳 枝 |
| 4 番  | 戸 田 | 隆 次 | 5 番  | 三 鴨 | 秀 文 | 6 番  | 中 田 | 利 幸 |
| 7 番  | 岩 崎 | 康 朗 | 8 番  | 森 岡 | 俊 夫 | 9 番  | 足 田 | 法 行 |
| 10 番 | 山 路 | 有   | 11 番 | 米 本 | 隆 記 | 12 番 | 景 山 | 浩   |
| 13 番 | 勝 部 | 俊 徳 | 14 番 | 山 本 | 芳 昭 | 15 番 | 小 谷 | 博 徳 |
| 16 番 | 三 好 | 晋 也 |      |     |     |      |     |     |

~~~~~

欠席議員（ 0 人）

~~~~~

**説明のため出席した者**

|            |        |     |         |      |      |           |
|------------|--------|-----|---------|------|------|-----------|
| 管理者        | 米子市長   | 伊 木 | 隆 司     | 副管理者 | 境港市長 | 伊 達 憲 太 郎 |
| 副管理者       | 日吉津村長  | 中 田 | 達 彦     | 〃    | 大山町長 | 竹 口 大 紀   |
| 〃          | 南部町長   | 陶 山 | 清 孝     | 〃    | 日南町長 | 中 村 英 明   |
| 〃          | 日野町長   | 埴 田 | 淳 一     | 〃    | 江府町長 | 白 石 祐 治   |
| 〃          | 米子市副市長 | 伊 澤 | 勇 人     |      |      |           |
| 事務局長       |        | 三 上 | 洋       | 消防局長 |      | 藤 山 史 郎   |
| 消防局次長兼総務課長 | 赤 川    | 紀 夫 | 事務局総務課長 |      | 生 田  | 公 志       |

|                |       |                  |       |
|----------------|-------|------------------|-------|
| 事務局ごみ処理施設整備課長  | 安野 武男 | 消防局予防課長          | 宇津宮 進 |
| 消防局警防課長        | 多田 儒司 | 消防局指令課長          | 細田 恵誠 |
| 事務局施設管理課環境企画室長 | 林原 昭夫 | 事務局総務課入札財政担当課長補佐 | 三原 剛  |

~~~~~

議 会 担 当 職 員

書 記 長	針 田 智 子	堀 尾 周 作
-------	---------	---------

~~~~~

### 午後 1 時 0 0 分 開 会

**○議長**（岩崎康朗） これより、令和 4 年 2 月鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。

~~~~~

諸 般 の 報 告

○議長（岩崎康朗） 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。本日の会議全ての発言は、前回同様マスク着用にて発言をしていただきますようよろしくお願いします。次に、地方自治法第 292 条において準用する同法第 121 条の規定により、本日の会議に説明のため出席を求めた者の職氏名は、お手元の報告書のとおりでありますので御了承願います。次に、監査委員から報告がありました例月出納検査の結果につきましては、お手元にその写しを配布しておりますので御了承願います。次に、去る 2 月 6 日の日野町長選挙で、埴田副管理者が当選されましたので御紹介いたします。それでは、埴田副管理者、自席において御挨拶をお願いします。

○埴田副管理者 御紹介いただきました日野町長の埴田でございます。引き続きまして、よろしくお願いいたします。

○議長（岩崎康朗） なお、本日の議事日程は、お手元に配布しております日程書のとおり行いたいと思います。

~~~~~

## 第 1 会議録署名議員の指名

○議長（岩崎康朗） それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、組合議会会議規則第 54 条の規定により、9 番 足田議員及び 12 番 景山議員を指名いたします。

~~~~~

第 2 会 期 の 決 定

○議長（岩崎康朗） 次に、日程第 2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○議長（岩崎康朗） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

~~~~~

## 第 3 議案第 2 号～議案第 5 号

○議長（岩崎康朗） 次に、日程第 3、議案第 2 号から第 5 号までの 4 件を一括して議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○管理者（伊木隆司） 議長。

○議長（岩崎康朗） 伊木管理者。

○管理者（伊木隆司） ただいま御上程をいただきました議案第 2 号から議案第 5 号までの 4 議案につきまして、御説明を申し上げます。初めに、議案第 2 号、鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘基金条例を廃止する条例の制定については、本年 3 月 31 日をもって、鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘を廃止するため、基金について定めた条例を廃止しようとするものでございます。次に、議案第 3 号、財産の処分については、鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分に関し、地方自治法第 289 条の規定による構成市町村の協議が完了しており、同法、第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、財産を処分しようとするものでございます。なお、処分価額及び相手方等につきましては、お手元の議案書のとおりでございますので、説明を省略いたします。次に、議案第 4 号、令和 3 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算、補正第 4 回につきまして、歳入においては新型コロナウイルス感染症の影響により、

うなばら荘指定管理者納入金を減額するほか、うなばら荘の財産処分に伴う売払収入、うなばら荘の事業終了に伴う経費の財源とするための基金繰入金を計上しております。歳出においては、うなばら荘の事業終了に伴う経費のほか、早期退職者に対する退職手当に要する経費を計上するものでございます。その結果、歳入、歳出それぞれ5,306万5,000円を追加し、補正後の予算総額を48億863万9,000円とするものでございます。次に、繰越明許費ですが、大山消防署庁舎大規模改修事業につきまして、年度内に設計業務の完了が見込めないため、新たに繰越明許の設定をお願いするものです。次に、議案第5号、令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算につきましては、各分野における経費の節減による歳出の抑制と歳入の確保に努めながら、必要となります事業を計画的に実施することとしております。以下、歳出の主なものにつきまして御説明をいたします。まず、施設管理費ですが、旧老人福祉施設管理事業は、廃止したうなばら荘の建物等を譲渡先に引き渡すまでの間、設備の維持管理を行う経費でございます。次に、ごみ処理施設建設費ですが、ごみ処理施設用地取得事業は、令和14年度の供用開始を目標とする一般廃棄物処理施設の建設に必要となる用地の選定業務を行うものでございます。次に、消防施設費ですが、大山消防署庁舎大規模改修事業などにより、庁舎等の改修、更新を行うものでございます。そのほかにも各費目において、退職積立金への積み立てを行うこととしております。これらの歳出に対する歳入でございますが、県支出金、基金繰入金、地方債などの財源を充当しまして、市町村負担金を計上しております。その結果、令和4年度の一般会計予算の総額は、48億9,339万4,000円となり、前年度予算と比較いたしますと、1億3,858万1,000円の増額としております。また、市町村負担金につきましては、44億4,674万8,000円となり、前年度予算と比較しますと、1億5,145万7,000円の増額としております。次に、債務負担行為ですが、最終処分場委託事業につきましては、新たに設ける濃縮水処理施設に要する経費を含めた令和5年度以降の最終処分場の維持管理に要する経費について、及び大山消防署庁舎大規模改修事業につきまして、新たに設定をお願いするものです。今後も引き続き、歳出の抑制と歳入の確保に努めることで市町村負担金の年度間の変動を極力抑えながら、必要な事業を計画的に実施してまいりたいと考えております。以上、各議案につきまして御説明を申し上げます。御審議をよろしくお願いいたします。

~~~~~

第4 組合事務一般に対する質問

○議長（岩崎康朗） 次に、日程第4、組合事務一般に対する質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許します。初めに、森岡議員。

○森岡議員 境港の森岡でございます。今日は伊澤副管理者が元気そうなお顔を拝見で

きまして、本当に喜ばしく思っております。それでは、私からは通告に従いまして、一般廃棄物処理施設整備基本構想についてお伺いいたします。初めに、可燃ごみ処理施設の考え方についてであります。現在、当管理組合では令和14年度を目標に、西部圏域9市町村のごみ処理施設、いわゆる可燃ごみ処理施設、不燃ごみ処理施設、最終処分場の、この三つの施設整備を計画しております。ごみ処理施設の整備に係る事業は、令和3年8月に一般廃棄物処理施設整備基本構想を策定し、今後、用地選定をはじめ施設整備へ向けて、より具体的な協議、検討が進められていくことになります。西部圏域の自治体が、それぞれゼロカーボンシティを表明する中であって、廃棄物処理施設においては気候変動対策、いわゆる二酸化炭素排出をいかに削減していくのかが重要なポイントとなると考えております。廃棄物分野でも、脱炭素や廃棄物エネルギーの活用、二酸化炭素の利用、回収など、ごみ処理技術の技術革新が今以上にさらに進んでいくものと思われまふ。このような状況において、先に策定された基本構想が施設整備の基礎となる計画であることから、当該基本構想に沿った形で事業計画が展開されるものと想定をしております。現況の廃棄物処理施設の技術革新を考えますと、現状示されている処理方法などに固執したり囚われることなく、新たな技術の動向を研究し、計画の中に反映させることが重要と考えます。このことを踏まえ何点か質問いたします。まず1点目に、現在実施されているもの、もしくは計画段階にある全国的な施設整備はどのようなものがあるのか、事例についてお伺いいたします。

○安野ごみ処理施設整備課長 議長。

○議長（岩崎康朗） 安野ごみ処理施設整備課長。

○安野ごみ処理施設整備課長 可燃ごみ処理施設の近年の整備事例についてのお尋ねでございすが、直近10年間、これは平成21年から30年までの10年間でございすが、全国的な可燃ごみ処理施設の整備事例といたしましては、ごみを燃やして処理を行います、ごみ処理方式の整備事例が120件と最も多く、次いで、ごみを熔融処理してスラグ化するガス化熔融方式、これが20件となっております。また、近年増加傾向にございすが、生ごみを分別し、メタンガス発電を行いますメタン化施設と焼却施設の複合施設でございまして、5件の整備事例がございします。また、可燃ごみ処理施設の整備に伴います資源循環や脱炭素化の取組といたしまして、発電によります公共施設や地域電力会社への電力供給、プールやビニールハウスへの余熱の供給、二酸化炭素の農業利用等の機能を付帯した整備事例が多く見られます。以上でございします。

○議長（岩崎康朗） 森岡議員。

○森岡議員 今の御説明ですと、これまでどおりの方式が120件ほど。それから、スラブ化といいますか、熔融化してが20件。それからメタンガス。メタン化と焼却施設の複合ということで、これは新しい形のものかなというふうには思っております。先ほどの説明の中にはですね、地域電力会社への電力供給ということで、今私どものクリーンセンターもですね、ローカルエナジー社のほうに売電はしているわけですが。今

後ですね、この施設を考えるに当たって、先ほど申し上げましたけども、二酸化炭素の削減という部分を考えてとですね、今までどおりの焼却ばかりというふうにはならないような気がするんです。焼却が少なくなるということは売電も少なくなる。では、その辺の二律背反のような考え方がですね、今後のこの処理計画の中ではですね、重要な部分じゃないかなあというふうに思います。その辺の考え方については、いかがな考え方でしょうか。

○議長（岩崎康朗） 安野ごみ処理施設整備課長。

○安野ごみ処理施設整備課長 可燃ごみ処理施設の処理方法についてのお尋ねかと思えます。処理方法につきましては、令和5年度から令和7年度にかけまして策定を予定しております施設基本設計、これにおきまして、具体的な処理能力が、先ほど申されました処理方式、また余熱の利用方法など、これを定めることとしております。なお、施設基本設計の策定に当たりましては、外部委員で構成いたします検討組織の設置を予定しております、この中で専門的知見や住民等の御意見を踏まえながら、環境保全対策や施設の安全性、安定性、これを最優先としつつ、効率性、経済性に優れた処理方法を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○森岡議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 森岡議員。

○森岡議員 はい、分かりました。それではまた3点目なのですが、政府が示しております2050年カーボンニュートラル達成の目標を考えますと、ごみ処理技術の飛躍的な技術革新、これが今以上にさらに加速していくのではないかと考えております。10年後の稼働を考えれば、基本構想にこだわらない先進的な処理方法のさらなる研究や検討が必要と考えます。管理者の見解をお伺いいたします。

○伊木管理者 議長。

○議長（岩崎康朗） 伊木管理者。

○伊木管理者 森岡議員が御質問されましたように、この新たな処理施設をどのようにつくっていくのかということは、様々な要因の中で何を重視するのか、よくよく考えながら皆様と話し合いをしていきたい、そのように思っております。結論から申し上げます、先ほど課長からも話ございましたけども、できる限り現時点で考えられる先進的なもの、そしてかつ合理的、そして経済的な機器を選定できるよう最大限努力をしていくつもりでございます。御質問にありましたカーボンニュートラルとの関係でいきますと、できるだけ焼却時に二酸化炭素の排出が少ないものを選ぶということが必要になります。それは機器選定の問題もありますが、一方で、ごみを減らす努力というのも同時並行でやっていかなければなりません。例えば米子市、私が所属する米子市においては、生ごみ処理をいかに少なくしていくのか。これからも、こうした努力を続けていきますけれども、もう一つは、リサイクルの推進との関係をどういうふうに考えていくのか。特にプラスチックごみにつきましては、今、分別回収をしておりますけれども、新しい

機器になりますと、これをどうするのか。非常に悩ましいところがございます。最新鋭の焼却炉になりますと、非常に高温でゴミを燃やすことが可能になりますので、プラスチックを含むかなりの物を燃やしきることができるようになります。これまではなかなか燃やしきることが、なかなかできなかった部分もありまして、プラスチックは分別した上でリサイクルをするなり、リサイクルができないものについては埋設処分をする。まあ、こういうようなことをやってきたわけですが、今の最新鋭の機器でいきますと、ほとんどのものが燃やせるようになってきているという実態がございます。一つ参考までにですが、災害が発生したときに大量に出ますいわゆる災害ゴミですけれども、これまで多くの自治体でこの処分に大変手間取りまして、長い期間、仮に設置したゴミ置き場に災害ゴミがずっと置かれる状況が全国的にも散見されたわけですが、最新鋭の焼却炉になりますと、こうした災害ゴミでありましても、ほぼしっかりと焼却し切ることができますので、新たに設備を導入されたところは、こうしたことも前提においた機器の選定をされていらっしゃると思います。このような焼却炉を備えた場合、例えばこのプラスチック類の取り扱い、リサイクルをどのように考えるのか、非常に大きなポイントになるというふうに思っております。これは、当然そのプラスチックを分別回収した上でリサイクルする、あるいはリサイクルし切れないものを埋立て処分するという従来のやり方もありますし、それから燃やし切って、それから熱回収していくというやり方もあります。この熱回収につきましては、日本ではサーマルリサイクルという言い方をしておりますが、世界的には、これはリサイクルではないという定義の中、単なる熱回収ということも言われておりますけれども、言い方はともかくとしてですね、先ほどの、発電をして電気で回収していくという方法もこの中に入ることです。この辺りは何に重きを置くのか、しっかりと皆様にもいろんな参考情報をお示しながら検討を進めていきたいと思っておりますので、今後の議論の中で、議員各位の皆様からのいろんな御意見を頂きたいと、そのように思っております。来年度ですけれども、今後も先進地の視察なども含めてですね、こうした議論をしっかりとしていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（岩崎康朗） 森岡議員。

○森岡議員 伊木管理者からは非常に詳しい説明をいただき、ありがとうございました。先ほど管理者のほうからですね、災害時のゴミの問題がありましたけれども。これは後ほど私、2点目の最終処分場のところでも若干触れようかなというふうに思っています。すごい関係性のある内容でございますので。先ほどですけれども、これが10年後の稼働になるということは、ちょうど2030年が中間期目標46パーセントの削減目標が掲げてありますよね。今以上、46パーセント削減というのは、今の技術よりさらに本当に技術革新がないと達成できない目標値だというふうに思います。そういった中でですね、何ていうんですかね、こういう流れに敏感な民間企業の知恵を借りるとか、そういう形の仕組みっていいですかね、取組みというものを検討してみたらどうかという

ふうに考えますが、いかがでしょうか。

○三上事務局長 議長。

○議長（岩崎康朗） 三上事務局長。

○三上事務局長 今、森岡議員さんからお話がありましたように、プラントメーカーを含めまして、また環境関連企業さんの取組等は、やはり日進月歩でその開発が進んでいるというふうに理解をしています。私どももいよいよ来年度、まあ先ほど答弁しましたように様々な情報収集をしていくというような方向性で考えておりますけども、その中で今、内部的に検討させていただいてますが、今お話にありましたような民間企業さんの持たれます最新の技術提案、そういうようなものもお聞きしながらですね、令和5年度から予定をしております施設の基本設計ですね、それに向けてそういう御意見も公式の場としてお伺いしながら聞けるような、そういうちょっとフィールドのほうも検討してみたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岩崎康朗） 森岡議員。

○森岡議員 先ほども伊木管理者の方からもですね、先進地の視察をというふうにおっしゃってましたが、私、21日が議長の任期でございまして。これが最後の議会でございますので、なかなか次の先進地の視察には出向くことができないと、残念だなというふうに思っています。そうしますと、もう1点、最終処分についてお伺いさせていただきます。最終処分の方法は、可燃ごみ処理方法と切っても切れない関係にございます。最終処分計画単独での計画の変更はあり得ないことは、皆様御案内のとおりでございます。現在の西部圏域におけるごみの最終処分は、ごみ処理施設から排出される不燃物残渣や焼却灰の一部について組合が委託する民間処分場で埋立処理が行われております。委託処理による現状の最終処分コストは、埋立対象物や処理性能の違いがあるため他の自治体と比較することが困難であるとは思いますが、全ての費用が費用負担が確定はまだしているわけではございませんが、最終的には数百億円という金額の処理料を負担することになりそうなことから、将来の住民負担の負担軽減にも、そのためにも更なるコストの削減が求められていると考えております。このことから、次期の廃棄物処理計画における最終処分については、施設建設コスト、処理コストを削減するため、最終処分ごみの減量化を進める一方で、これまでのように焼却灰の埋立てにこだわることなく、施設の小規模化、下水道接続による水処理の簡素化等、多角的に検討することが必要であると考えております。最終処分方法と可燃ごみの処理方法の検討は一体的に行うほうがより効果的であると考えられます。最終処分の方法と、可燃ごみの処理方法に対する管理者の見解をお伺いいたします。

○伊木管理者 議長。

○議長（岩崎康朗） 伊木管理者。

○伊木管理者 最終処分の方法と、可燃ごみの処理方法の検討についてでございますが、可燃ごみの処理におきましては、焼却処理では焼却重量の約10パーセントが焼却灰、

これは主灰と飛灰になりますけれども発生すると言われております。また、ガス化溶融処理におきましても、おおむね同程度がスラグ及び飛灰になるというふうに言われております。最終処分に関わります施設建設コストあるいはその処理コストにつきましては、議員御指摘のとおり、これらの焼却灰やスラグなど埋立処分や、セメント化など資源化の方法もございます。さらには膜脱処理等の水処理方法や、下水道合流あるいは河川合流等の処理など大きく影響するものと考えられますことから、最終処分の方法と可燃ごみの処理方法の検討に当たりましては、これを一体的に行うことが効果的であるというように考えております。

○議長（岩崎康朗） 森岡議員。

○森岡議員 この点について、若干お伺いしたいことがございます。先ほど管理者のほうからですね、災害時のごみの問題の指摘がございました。災害時における最終処分の役割も非常に大きいものだというふうに思っております。お互い様の観点から、他の地域との連携も必要になるのではないかと思います。災害ごみの広域物流といった視点での検討も盛り込まれてはどうかと思いますが、見解をお伺いいたします。

○安野ごみ処理施設整備課長 議長。

○議長（岩崎康朗） 安野ごみ処理施設整備課長

○安野ごみ処理施設整備課長 災害ごみの処理方法についてのお尋ねでございます。我々といたしましても災害ごみに関しましては、議員さんの申されるとおり広域連携、中部広域、場合によっては東部広域、場合によっては県境を越えてでの、そういった視野を広げてでの協力体制、今後、申し上げますように新しい次期のごみ処理施設、令和14年ということではございますが、それ以前に増して、やっぱりいつ災害が起こるかわかりませんので、その辺も早めにできれば着手して、広域連携、処理の方法を図ってまいりたいという具合に考えております。以上でございます。

○議長（岩崎康朗） 森岡議員。

○森岡議員 私からはですね、この一般廃棄物の処理についての質問をさせていただきました。今現在、西部圏域に住所を構えてお住みになっている方が大体約23万人強だというふうに思っております。この施設が稼働する2030年、それから2040年、2050年、こういったときに考えますとですね、今よりもさらに人口が極端に減っている状況があります。また、今コロナでですね、まあ境港市しか分かりませんが、令和2年、生まれたお子様が191名。それから令和3年、生まれたお子様が199名。もう200名を割り込んでいる状況なんですね。で、私どもの子や孫がですね、いや本当にこの西部地域に住んでよかったな、住みよい町だね、と言っていたけるような町にしたい。正副管理者の皆さんもそういうふうに思われていると思うんですよ。その中で一番大事なのは、やはり住民負担にならない公共施設の在り方というものが一番重要じゃないかなと。ここに住みやすいんだよ、住んでよかったね、そういうように言っていたけるようなこの計画をですね、我々は今、将来のためにつくるということを皆さ

んにお訴えさせていただきまして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（岩崎康朗） 次に、戸田議員。

○戸田議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 戸田議員。

○戸田議員 米子市選出の戸田でございます。よろしくお願いいたします。本定例会に当たりまして、2点質問してまいりたいというふうに思います。まず初めに、大阪市北区で発生しました火災を受けた緊急点検についてでございますが、これはメディアで相当取り上げておられます。大阪市北区では約24名の方がお亡くなりになられ、4名の方が重傷だというような状況下でございました。そういう中で消防局と調整をしておりましたけれども、この内容を受けて、国県から、いわゆる査察調査に入るべきだというような通知があったかというふうに私は理解しております。その中でどのような状況であったのか、その調査の内容等について詳細に伺っておきたいと思います。

○藤山消防局長 議長。

○議長（岩崎康朗） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 昨年末、大阪市で発生いたしましたビル火災を受けた緊急点検に関するお尋ねでございます。令和3年12月17日に大阪市北区でビル火災が発生いたしました。死者が26名、負傷者が2名を出す大きな被害が発生をしたところでございます。地上8階建の建物の4階部分で出火いたしまして、建物内に煙や熱気が充満することで多数の逃げ遅れが生じたものと考えられております。令和3年12月19日、総務省消防庁より、大阪市北区で発生した火災を受けた緊急点検についてが発出されまして、翌12月20日に鳥取県より、立入検査の実施について通知をされたものでございます。当局では鳥取県より通知された12月20日より、管内で該当する対象物に対して鳥取県建築部局及び米子市建築部局と合同で緊急点検を実施したものでございます。

○戸田議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 戸田議員。

○戸田議員 詳細を伺ったんですが、それで今の内容を私自身も調べてみました。点検対象物については、地階もしくは4階以上の建物ということで、劇場なり飲食店、それと福祉センター等々のいろいろな多層的な施設が入っておる対象物だというふうに私は理解しておるんですけれども。そういう中で、本西部広域の圏域内の中でこの特定対象施設というのはどれぐらいあったんですか。その辺を伺っておきたいと思います。

○藤山消防局長 議長。

○議長（岩崎康朗） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 このたびの緊急点検の内容についてのお尋ねでございますが、緊急点検の実施の結果、32件の対象物が存在しておりました。避難経路の確保と防火管理状況及び消防用設備の設置状況について実施した結果、避難経路の不備が5件あったもの

でございます。

○戸田議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 戸田議員。

○戸田議員 その点検の結果によって、32件の対象物があった中で5件がそういうふうな避難通路が閉ざされているというような状況であったと。実は私、この質問する前に、今朝メディアを見ていましたら、この点検対象、山口県でしたか、事象を出されておりました。で、約3割がそういうふうな点検をした結果、避難誘路等が閉ざされたり、物が置いてあって避難誘路の状況を呈していないというような状況下だったんです。そこで、そういうふうな状況下の中で、今後どのように改善命令を出していくというのが大きなテーマであろうというふうに私は理解しておったんですが、本西部広域はそういう施設点検の中で、5件そういうふうな対象があったという理解なんですけれども、どのような改善措置を相手方に出したのか、その辺の実態を伺っておきたいと思います。

○藤山消防局長 議長。

○議長（岩崎康朗） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 不備に対する措置についてのお尋ねでございますが、不備のありました5件に対しまして立入検査結果通知書を発出いたしまして、改善指導をしたところでございます。このうち4件は、本年1月中旬に改善を確認しておりまして、未改善の1件につきましては、現在、改善計画書が提出され、既に所有者から工事業者に改善工事を依頼済みでございまして、今後、早期の改善を目指して追跡調査を行ってまいり所存でございます。

○戸田議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 戸田議員。

○戸田議員 私、この質問を出す前に当局と聞き取りをしました。そこで、改善命令をきちんと発出して相手方に効力を発するような指導をしたという答弁なんですけれども、しかしながら、そこを変えて見ると通常的に立入検査をしている実態がある。年間に800件でしたか、立入検査をしているんだと。今回は緊急点検で32施設であって、指導を要する相手方が5件あったということなんです、そこで、通常業務の点検業務と、緊急点検の点検業務とのいわゆる調整、中身。その辺のところは、どのように分析されておられますか。

○議長（岩崎康朗） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 通常の立入検査と、緊急点検結果の検証分析についてのお尋ねでございますが。通常立入検査は、さきほど議員さん申されましたとおり、通常年間計画で800件ほどの立入検査を行っておるものでございまして、違反がございす対象物に対して、コロナ対策により令和3年度は400件ほどの査察を実施したところでございます。査察実施時点で160件改善されており、査察後はさらに74件が改善され、合わせて234件が改善を見ております。この是正率が60パーセントと現在になっておりま

す。一方、今回の緊急点検につきましては32件実施いたしまして、5件の不備を確認しております。うち4件が改善済みで、是正率が80パーセントとなっているところでございます。緊急点検はターゲットを絞って行ったこと、そして社会的影響が大きい火災が発生し、即時に査察を実施した結果、早期に改善ができたものと考えており、今後も改善率の向上を図っていく所存でございます。

○戸田議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 戸田議員。

○戸田議員 緊急点検については、ターゲットを絞ってその施設の査察業務を実施したと。私が申し上げたいのは、通常業務の中で800件を対象としていながら、その査察業務の中でそういう不備のあるような内容の施設に対して凜とした対応でその指導業務をなされたか、ということを私伺っておきたいんです。で、通常業務の中で、そういうような凜とした効力を発するような指導をしておれば、緊急点検でもそういうような発生が少なかったのではないかなと思います。800件の中で、通常業務をずっとやっていながら絞っておられると思うんです。しかしながら、私が消防におるときには、その指導効力が薄いので、もっと厳しくやれというような指導も私はしたんですけども、しかしながら、相手方がおられますので、なかなか難しい問題があったのは事実なんです。しかしながら、今日もメディアでありますように3割は不法の状況だったということになれば、本当に本圏域内の中ではそのような状態ではないということなのかどうか。もう1点は、局長さん、通常業務の中で、本当に査察業務が的確にやられておられるかどうか。その辺のところ、判断を伺っておきたいと思います。

○藤山消防局長 議長。

○議長（岩崎康朗） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 不備が認められます施設管理者に対する対応についてのお尋ねでございますが、改善が必要で、より強制力を持たせ、凜と厳正に行うということについては法令も整備されてきておりまして、この法令に従い、ホームページ等での公表及び警告、使用停止命令等の違反処理を行うように現在となっております。なお、これらの命令により改善されない場合は、告発を行ってまいります。

○戸田議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 戸田議員。

○戸田議員 そういう凜とした対応で、今後その不備があった内容について改善されない場合は、最終的には告発でも持するというような強い構えであるんですけども、確かにそういうところは、今の時世の中では求められておるのではないかなと思うんです。私も先般、歯医者なり病院に行きますけれども、やはり避難路を見てみますと、やっぱり物を置いたり消火器を置いたりされて封鎖されているような状況が垣間見れます。そういうふうなところを通常業務の中でやはり的確に指示をして、管理設置者にきちっと指示をしていくというのも一つのいわゆる消防業務の通常活動の中で求められていると

こではないかなと、私は理解しておるんですよね。それで圏域住民の安心安全を確保していくためには、通常業務のそういう体系が私は求められているんじゃないかなというふうに思うんですけど、局長さんどうでしょう。

○議長（岩崎康朗） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 改善に対しての対応についてのお尋ねでございますけれども、現在、避難対象物に対しまして、まず、公表制度により住民の皆様はその違反の状況をお知らせを行いまして、さらに法令に従い、警告、命令等の違反処理を実施しているところでございまして。この実施の率をですね、しっかり年間８００件程度この計画を実行してまいるということを努めてまいりたいと考えております。

○戸田議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 戸田議員。

○戸田議員 先ほど申しましたように、やはり住民の方々はそこに、施設に入っても、そういうような避難誘路は当然設けておられるんだろう、適切に管理されているんだろうという安心感を持っておられると思うんです。しかしながら、施設の設置者がそういうふうなことをちっと対応できていなければ大阪北区のような大惨事が発生するのではないかなというふうに危惧しておるわけなんですよ。そういうことで、通常業務の点検の実施しながら文書で発出した。しかしながら、その後の追跡というのを十分に求められていくんでしょうし、その辺の管理体制はきちっと確保していかなければならないのではないかなというふうに思います。やはり文書に指導するのでもいいのですが、その指導文書を出した後の追跡調査も十分に管理されて、唐突にその査察業務に入っていくというような形も私は取るべきであろうというふうに思いますが。そういうふうな中でも、そういうやっぱり管理体制が確立されてなければ、なかなかそういう業務にも実行できないというふうに思いますが、管理者の考え方を伺っておきたいと思います。

○伊木管理者 議長。

○議長（岩崎康朗） 伊木管理者。

○伊木管理者 先ほど御質問がありました五つの施設ですけれども、これにつきましては、消防局として厳正に対処しているところでございます。今後も査察により不備が確認されました建物につきましては、厳正かつ迅速に是正指導をしていきたい。そのような考えでございます。また、こうした事案につきましては、消防局におきまして、より効率的かつ効果的な指導について検討しながら、今後の住民の安心と安全を守っていきたい。そのように考えております。以上です。

○戸田議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 戸田議員。

○戸田議員 最後にしますけれども、やっぱり今日もメディアにありましたように、追跡調査、それから改善命令が大きな効果を発していかないと安心が保てないというような考え方でございますので、西部広域の消防局におかれましても管理体制をさらに充実

されて、圏域住民の方々の安心安全の体制を確立していただければと、これは強く要望しておきたいと思います。次に、鳥取県西部広域市町村圏計画について伺っていたいと思います。私これ、通告した後に本文等が寄せられましたので、その辺のところでかぶる部分があるかもしれませんが、ひとつ御理解いただきたいと思います。鳥取県西部広域市町村圏計画については5年ごとに見直すということになっております。圏域を取り巻く情勢の変化、並びに共同処理事務のやはり進捗や見直しを図っていくのが大きな目的であろうというふうに理解しておりますけれども、この策定に当たって、どのような考え方で策定をされたか、まず伺っておきたいと思います。

○三上事務局長 はい。

○議長（岩崎康朗） 三上事務局長。

○三上事務局長 計画の策定に当たっての考え方ということでのお尋ねかと思っておりますけれども。この広域市町村圏計画につきましては、組合のほうで各構成市町村からゆだねられております共同処理事務につきましては、将来的な事業の見通しを明らかにしまして、組合の共同処理事務の指針となるように策定をしているものでございます。

○戸田議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 戸田議員。

○戸田議員 この計画に当たって、先ほども森岡議員さんがありましたように、本圏域内の人口減少、高齢化は顕著であります。で、今国が進めておりますDX、デジタル化並びにエネルギーミックス、地球温暖化防止対策。国策がどんどん変わってきております。そういうふうに目まぐるしく変わっておる中で、やはり共同処理事務に当たっても、そういう国の施策の動向等をやはり踏まえながら、リンクさせて共同処理事務にも当たっていくべきだというふうに私は理解しておるんですけども、当局はどのように考えておりますか。

○三上事務局長 はい。

○議長（岩崎康朗） 三上事務局長。

○三上事務局長 このたびの計画の見直しに当たりまして、十分意識してこの辺りさせていただいていたところでございますけれども。圏域の社会情勢ですとか、今、議員さんからお話にございました国の動向などを踏まえた共同処理事務の施策の展開見直しについてでございますけれども、近年を例に挙げてお答えをさせていただきますと、公共下水道などの普及によります処理対象物の減少を受けまして白浜浄化場を廃止をさせていただきました。また、高齢者福祉施設の必要性、これの変化に対応いたしまして、老人休養ホームうなばら荘の廃止を決定をさせていただいたところでございます。また、一般廃棄物処理施設につきましては、圏域の人口の減少ですとか、先ほど話がございました地球温暖化防止、まあCO₂の削減。その辺りの動向を踏まえまして、持続可能な圏域の廃棄物処理施設体制の構築、これを目指しまして昨年、基本構想を策定し、全市町村が令和14年度からは参画して施設の整備に当たっていくという形の見直しをさせ

ていただくところでございます。

○戸田議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 戸田議員。

○戸田議員 経過等を説明があったんですけども、私の視点というのは共同処理事業においてはやはり本組合の施策の方向性、事務の現状なり、その辺のところを検証分析をされた上で、本組合の方向性等については構成市町村ときちっと共有しながら進めていくべきだというふうに思うんです。先般、米子市の民生環境常任委員会の中で、ワクチンの問題について、5歳から11歳の間にそれぞれの町村では対応ができない。広域行政でやっていただきたいというふうな町村から要望があって。米子市の個別ワクチンの接種については、伯耆町が米子市に来て、南部町の方が米子市に来て、ワクチン接種できるような体制を整える。広域感覚で対応したという説明があったんです。やはりそういうふうな、それぞれ社会情勢によって西部広域を取り巻く環境はどんどん変わってきていると私思うんです。そういうような対応の形ってというのは、今後どういうふうに考えておられますか。

○三上事務局長 はい。

○議長（岩崎康朗） 三上事務局長。

○三上事務局長 本組合が行っております共同処理事務の観点といたしますか、そういう中におきましては、先ほど来ちょっとお話もさせていただいておりますけれども、やはり現在の取り組み状況、それから、お話がありました現在の社会情勢、そういうようなところをやはりしっかり踏まえながら課題を明らかにした上で、課題の解決に向けて中長期的な方針、今回この広域市町村圏計画の実施計画につきましては、従来3年のものから、これを10年に直してお示しをしているという形でございますけれども。こういう中長期にわたった視点を示しながら、私どもが委任を受けております共同処理事務につきましては見直しをしてきたところでございます。これらの見直しに当たりましてはですね、推進体制のほうに計画を持っておりますけれども、担当課長会議の中で事前協議をさせていただきながら情報収集、御意見を頂き、また、副市長村長会議で審査をいただきながら、最終的に正副管理者会議で決定させていただくというような形でございます。

○戸田議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 戸田議員。

○戸田議員 ちょっと私、局長とかみ合わないのだけど。要は、冒頭にも答弁があったように、うなばら荘の共同処理事務から除外する。白浜浄化場のそういうものを統廃合して、で、なおかつ米子浄化場と下水道のジョイントというのが出ていますけれども、そういうことを私評価しているんですよ。だから圏域住民の方々に財政負担の軽減化を図っていくという視点からいけば、私は有益であろうというふうに思うんです。しかしながら、今、米子市の委員会で話があったような事例を私が話をしましたの

は、新たな西部広域の共同処理事務にそぐっておるようなものも、これからは取り込むような考え方を今後持っていかなければならないのではないかとっているんです。だから、財政等の負担の軽減化というのはよく分かるんです。しかしながら、進行管理体制の中で作業部会、係長級ですか。で、課長会があつて。その中で十分に圏域住民の方々の有益になるような施策を議論されていますか。というのを聞いておるんです。全く議論されていない、そういう形跡がない、そういうふうに私は理解しておるんです。やはり共同処理事務をただ受けてするということのも理論かもしれませんが、しかしながら、社会情勢に応じた、これは広域の共同処理事務で取り込んだら圏域住民の方々に有益な施策であろうというような、私は多角的議論があってもいいと思うんです。その辺のところ、どのように考えておられますか。

○三上事務局長 議長。

○議長（岩崎康朗） 三上事務局長。

○三上事務局長 国の動向ですとか、圏域住民からの求める声として、新たな共同処理事務を検討すべきではないかというお尋ねかと思えますけれども、これは一部事務組合の制度に若干関わる部分もございますけれども、議員さん御承知だというふうに理解しておりますが。一部事務組合はですね、構成市町村であります普通地方公共団体からその事務を委ねられている、そういう仕組みで運用しているというものでございまして、規約につきましてはですね、組合自らの意志によってちょっと変更することができないというふうに私は理解をしております、したがって、国の動向ですとか、圏域住民から新たな共同処理事務の求めがあれば正副管理者会議ですとか、先ほど来お話が出ておりますけれども構成市町村担当課長会議、そういうようなところで御発言なり御相談が出てくるものというふうに思っております、その際には組合といたしましてもですね、積極的に検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○戸田議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 戸田議員。

○戸田議員 局長さんが言つとるのは、十分に私理解しておるんです。繰り返しにしませんけれど、作業部会、担当課長会、で副市長会、それで正副管理者会に上げていくんですけれど、そういうふうな作業部会や課長会等で多角的に議論されて、そういうふうな共同処理事務にそぐったような内容であれば、それを上に、正副管理者会に遡上していくというような活性化が、私は必要ではないかとっているんです。それが求められているんじゃないですか、今。そういうふうな活性化があるような西部広域でないと、私はいけないと思っております。だから、これから一般廃棄物も300億円事業。先ほど森岡議員さんおっしゃった大事業です。西部広域だけでできるわけないんです。構成市町村もそういうふうな協力、スキルアップしていただかないとできない事業だと私は思っているんですよ。だから、そういう観点でいけば作業部会と課長会さんも、もっともっと多角的に議論が、いろんな議論が、私はするべきではないかなあと思っております。

んです。圏域住民の有益のためには、それは私は必須だと思うんですよ。いかがですか。

○伊澤副管理者 議長。

○議長（岩崎康朗） 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 私のほうからお答えしたいと思います。議員さんおっしゃってることは私も同感であります。ただ、あえて申し上げますと、西部広域、まあこの西部圏域の広域連携、まさに人口減少社会とか今後の社会の動静を見るときに、いわゆる基礎的自治体の枠を超えてですね、連携を図っていくということが何か非常に重要になってきている。それは全くそのとおりと思っております。ただ一方で、そういった広域連携の重要性というものを実際に具体化していくための方法として、今ごみは頂いております、いわゆる広域行政管理組合、一部事務組合というようなやり方以外に、より柔軟な、つまり別の自治体を、特別地方公共団体を設立するというようなやり方ではなくて、例えば連携協約ですとか、事務の共同処理ですと、これは委任処理であります、あるいは代替執行ですとか、そういったようなものが法整備で新たに設けられてきております。確か、一番直近は26年度だったと思いますけども、地方自治法が改正されて、そういったような方法もどんどん設けられています。あえて申し上げますと、これは西部広域行政管理組合というステージを超えてですね、例えば西部振興協議会そういったような場面で、副首長の会議あるいは首長さん方の会議もございますので、西部圏域の住民の皆さんのためにどういう広域連携が必要かということは、これは一定程度御議論いただいておりますし、新しい連携の課題、例えば行政のDXなんかで連携できることがあるんじゃないかと、これはほとんど議論をさせていただいております。そういったことがとても重要だという議員の御指摘はそのとおりだと思いますが、それをこの行政管理組合という枠組みの中でやる項目がそのうちどれなのかということは、その中から行政管理組合というやり方がなじむものについては選択していくということではないかなと、このように考えております。以上です。

○戸田議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 戸田議員。

○戸田議員 副管理者が今おっしゃったように、広域行政になじむような業務体系、それを考えていくんだというふうにおっしゃるんですけど。ただ、私が思うのは、やはりこういうふうな人口減少、高齢化の中にいけば、やはり単市や単町でやる前に広域行政でやったほうがよりベターであるよというのが、国の考え方が見えてくるんです。そういうふうなことも十分に議論されていくべきでなかろうかって私は申し上げておるんです。で、介護認定審査本部を確かに私立ち上げました。これも町村と議論いろいろあったですけど、町村から広域でやっていただかねばならないというようなスクラムの中で介護認定審査本部を立ち上げて、それで今に至っておる。で、観光行政についても、広域の中であつたんですが、時代背景になじまないということで観光行政も共同処理事務から落とした経緯があるんです。それぞれの時代背景に応じた広域行政の取り組み状

況、施策、やはりそういうものは十分に、先ほどから言いますように担当課長会とかそういうようなところでも議論をなさらないといけないのではないかと。そういうような足跡は私たちには見えてこないということを私は指摘しておるんです。そうしないと、これから本当に西部広域の在り方というのはどうなのかなということになってくるんだと思います。で、今の消防業務についても、県内に3広域の消防があるんですけど、私は逆に言えば、リーダーだというような資質も兼ね備えた消防体制を確立していく必要があると思うんですね。昨今は大規模災害が相当頻発しております。で、緊急援助隊を私がつくったんですけど、それよりまだ災害の内容が変わってきてます。そういう状況を鑑みて、体制を整えていく必要が私はあるだと思います。それには隊を整えて、プロフェッショナル化を育成していくんだという観点も私は持ち合わせていくべきではないかというふうに思いますが、局長いかがですか。

○藤山消防局長 はい。

○議長（岩崎康朗） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 消防行政に対します時代の変化をいかに取り入れていくかというお尋ねでございますが。現在、消防力が大規模災害に対しましては、議員おっしゃいましたように、緊急消防援助隊のほか県内の応援協定、そして宍道湖、中海、宍道湖圏域の消防の応援協定等を活用して対応を行っております。時代によって災害の状態も変化してまいりますけれども、そこを基盤にですね、適切に対応してまいりたいと考えております。

○戸田議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 戸田議員。

○戸田議員 まあ、局長は言いにくいでしょう。私自身でなれば、緊急援助隊は整備したんですけども、またそれは別として、大規模災害に対するやはりプロフェッショナルの、10人体制なら10人体制の編成をもって定数を増やしてでも、そういうふうな対応をすべきだと私は思っております。まあこれは、定数を増やすのどうのというのは相当な議論が必要でしょうから。しかしながら、社会情勢に応じた体系はきちっと整備するのが必要であろうというふうに私は思っております。まあ最後にしますが、今の西部広域行政の共同処理事務について、やはり新たな視点で体系を整えていただければなあというふうに思います。もう一つは、やはり作業部会等のもっともっと活発な議論があっても、私は必要ではないかと。その辺のところを促すような事務体系を整えていただきたい。これは強く要望をしておきたいと思います。以上で終わります。

○議長（岩崎康朗） 次に、勝部議員。

○勝部議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 勝部議員。

○勝部議員 13番、勝部でございます。通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。通告は大きく分けまして消防装備のうち、いわゆる災害などに係る装備の近代化

につきましてをまず1点と、それから2点目は、私どもの命を預かっていただきます救急救命士の方々につきましての育成並びにそういう運用状況等について、大きく分けて2点をお伺いしたいと思います。まず初めに、災害時におきます装備の関係をまとめて4点、一括してお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。まず災害関係のうち1点目は、NBC災害。いわゆる皆様方御案内のように、放射線でありますとか、生物的な災害でありますとか、化学的災害でありますとか、こういう災害などに関する危険区域での活動に係ります装備の今後の充足計画、あるいは現在の配備状況につきまして1点お伺いしたいと思います。その中には、化学防護服あるいはいわゆる防護服、これを含めてどんな状況かをお伺いしたいと思います。次に、2点目は、災害現場、いわゆる火災戦闘現場などにおきましてですね、暗闇や、煙が立ち込めて全く見えないような状況などの視界などの不良時におきます、GPSなどの届かない屋内での救助活動におきまして、現状の装備対応や、例えば排煙設備の対応状況。そういった今の現状の対応状況はいかようになっていくのか、お伺い申し上げたいと思います。それから3点目は、今後、消防装備の近代化計画でございますが、消防力等の先般頂きました資料の中にも、消防力等の整備計画はこの令和4年度、5年度を最後といたします整備計画にも約10億2,000万の計画が盛り込まれております。そして令和5年度から令和9年度までの5カ年におきましても計算してみましたら、約39億1,000万円の消防力等の整備計画がなされております。この中で庁舎等のいわゆる整備や、それからポンプ車などの更新なども盛り込まれておりますけれども、これはまあ別にいたしまして、今後の消防装備等の近代化計画についてはどのような基本的なお考えをお持ちになっているのか、この点についてお伺い申し上げたいと存じます。そして4番目には、消防装備も日々、日夜革新が、素材等につきましても革新が、機械におきましても改革なされてきますけれども、消防力等の整備計画におきましても反映されていないものにつきまして、即応体制をする資金が必要ではないかと思えます。消防力等の整備計画におきましても、構成市町村の負担の平準化あるいは補助制度の活用など財源は盛り込まれておりませんでしたが、そういう観点で御計画をなさっているものと承知はいたしております。そこにおきましても、今後もやはり一定の即応する体制の基金を持っていたほうが消防局としても動きやすく隊員の皆様の安全確保、そして、ひいては我々住民の安全を守るためにも即応性があるのではないかという観点で、以上まとめてお伺い申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

○藤山消防局長 議長。

○議長（岩崎康朗） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 はい、よろしくお願いいたします。まず、1点目の御質問でございますが、特殊災害に係る装備の配備状況と今後の配備計画についてのお尋ねでございます。NBC災害等の災害危機対応は、平成16年に大山消防署に特殊災害対応配備するとともに、米子消防署及び境港消防署に除染対応の隊を、任務を分担して対応を行っております。

ます。また、活動に資する装備の配備状況は、危険区域で活動する大山特殊災害隊及び皆生高度救助隊には化学防護服レベルAを各5着、準危険区域で活動を行います米子消防署及び境港消防署の除染隊には化学防護服レベルB各15着及び除染テント各1張り、それ以外の安全区域で活動する全隊員には防火衣等を配備するとともに、救護所対応等のテントを6張りを配備しているところでございます。特殊災害に対応する資機材の配備は現在完了しておりまして、資機材の老朽化及び耐用年数により計画的に更新整備を行っているところでございます。続きまして、2点目の御質問でございますが。活動が困難な環境での救助活動の装備と検討状況についてのお尋ねでございます。暗闇や濃煙下の活動は、視野の確保を基本といたしまして、高光度の携帯ライト及び車両積載のLEDライトを使用し、視野の確保を行っているところでございます。また、濃煙下の活動は、送排風機による排煙を行いまして視野を確保するとともに、夜間暗視スコープ、熱画像直視装置を併用し、2次災害防止を徹底して活動を行っているところでございます。現在の装備につきましては常に最新の装備を検討し配備しているところですが、今後とも最新鋭機の開発状況及び導入に関する情報収集に努めまして、その有効性、安全性等について検討を行い、継続して配備してまいり所存でございます。続きまして3点目、消防装備近代化の検討状況についてのお尋ねでございますが、消防装備の近代化につきましては、ICT技術の導入による業務負担の軽減、情報処理の効率化、対費用効果等を多角的視野から検討を行い、整備する必要があると考えております。必要装備の検討を継続的に行いまして、配備を行っていく所存でございます。4点目でございます。装備の近代化に係る基金創設へのお尋ねでございますが、消防装備の更新及び最新装備の導入に関しましては、緊急消防援助隊設備整備補助金、そして防衛施設周辺消防施設整備事業補助金等を活用いたしまして、財政負担の軽減及び平準化を図りながら、消防力等整備5カ年計画により計画的に整備を行っておりますことから、消防装備近代化基金の創設は計画はしておりません。以上でございます。

○勝部議員 はい。

○議長（岩崎康朗） 勝部議員。

○勝部議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 勝部議員。

○勝部議員 再度お伺いいたします。いわゆる防護服のレベルAの配備はいろいろとあると思います。これの充足はもっと上げていてもいいのではないかと思いますけれども、この点についてはもっと充足する気はないのか。この点について改めてお伺いします。それともう1点。防護服の着用時間は、やはり酸素ボンベ等いろいろなこととの関係がありますので、例えば30分が着用限度とか、発汗作用とか、熱くなって大変だとか、いろんなことがあると思いますけれども。そういう着用の内規とか運用の規定はお持ちでしょうか。その2点についてお伺いしたいと思います。それと、もう1点いいですか。まとめて、もう1点で3点伺いたいと思います。今それ2点です。もう1点

はですね、今の災害現場の濃煙下ですとかですね、暗闇とかそういったものについて、今いろんな新しい民間企業さんでも、いわゆる呼吸器の面体に赤外線スコープとか、それからヘッドマウンテンディスプレイをつけたりとかですね、いわゆるそういった赤外線カメラ映像とかですね、それからそういったシステムが開発されつつあるというふうに私は情報を得ております。こういったものと組み合わせてGPSが届かないところでも、いわゆる隊員さんの屋内の位置確認情報システムなど導入し、そして皆さん方が情報共有し、例えばタブレット端末で即座に隊員さんの今の現状の位置とかですね、活動状況ができるような新たな情報システム整備というふうなものは、今後急がれるべき段階じゃないかと思います。いわゆる今までの、従来のこととはちょっとかけ離れた世界がこれから来るんじゃないかと思っております。また、こういったものが開発されて実用化されることになったら鋭意取り組んでいただきたいと思いますけれども、この点についてどのような御見解をお持ちなんでしょうか。よろしくお願いいたします。

○多田消防局警防課長 議長。

○議長（岩崎康朗） 多田消防局警防課長。

○多田消防局警防課長 まず、1点目の御質問でございますが、レベルAの化学防護服の充足についての考えでございますけれども、NBC災害と申しますのは、その災害の規模をどれくらい想定して配備するものかと。東京の災害を想定しますと、とてつもない装備になると考えております。当地区の災害、起こりうる災害を想定した防護服の配備となっておりますので、現在のところ、その増設等は検討はしておりません。2点目の質問でございますが、NBC災害活動の活動内規は作成しておるかとお尋ねでございますが、特殊災害活動はNBC活動要領を定めまして活動をしております。活動時間は空気ボンベの消費状況により変わりますが、中作業でございますと、おおむね20分の活動ができる体制となっております。続きまして、スマートマスクの導入等についての御質問でございますが、御質問のスマートマスクは呼吸器に装着するヘッドマウントディスプレイ、赤外線カメラ、可視光カメラを搭載し、濃煙下等での要救助者の検索活動を支援するシステムと承知しております。指揮命令系統への導入検討との御質問でございますが、導入に伴う具体運用、指揮命令系統の運用、消防戦術の変更など、多角的視野から導入については検討が必要と考えております。消防活動の効率化、安全化等につきましては、情報収集を常に行い対応していきたいと考えております。以上でございます。

○勝部議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 勝部議員。

○勝部議員 どうも御答弁ありがとうございました。それでは、2点目の御質問に移らせていただきたいと思います。私どもが日々お世話になっております救急救命士の養成あるいは育成、運用状況につきまして、まとめて4点お伺いしたいと思います。まず1点目は、救急救命士の現状の人数と、これの消防職員総数に対する割合並びに今年度の育成数値目標等につきましてお述べいただきたいと存じます。それから2点目は、救急

救命士の養成研修の計画実施状況についてお伺いを申し上げます。それから３点目。救急救命士の資格を持たれる方の再任用に関する状況と、これの御活用になさっておられる状況をお伺いしたいと思います。それから、消防局に関してだけのお話をいたしますと、この再任用制度を運用するためのいわゆる条例は、再任用制度に関するする条例は既存のもありますけれども、これに具体的に例えば任期でありますとか、対象者でありますとか、活動内容でありますとか、任用形態、こういったものを定めるような具体的なレベルのものの事務取扱要項、あるいは要領とでも申しましょうか、こういうものを具体的につくって、いろいろと再任用をなされた方の活用をされてはどうかという御提言をいたしたいと思えますけど、この点、まとめて質問させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○藤山消防局長 はい、議長。

○議長（岩崎康朗） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 まず１点目、救急救命士の人数割合、目標値に関するお尋ねでございます。救急救命士の有資格者数は８１名でございます。うち実働数が６０名で、消防職員総数の有資格者の割合は２７パーセントとなっており、実稼働数の割合は２０パーセントとなります。令和３年度の新規救急救命士の養成者は５名でございます。計画目標を達成をしてきているところでございます。２点目でございますが、養成の研修計画についてのお尋ねでございます。救急救命士の養成計画は、一つの救急隊に２名の救急救命士が同乗する勤務としております。実働数が７２名を目標といたしまして、毎年４名の職員の養成を行っているところでございます。目標実働数の達成は、救急救命士の退職、昇任による幹部登用、そして外部派遣等を勘案いたしますと、現在のところ令和８年に到達する見込みとなっております。３点目のお尋ねでございます。救急救命士の再任用と、その活用についてのお尋ねでございますが、令和３年度現在、救急救命士の再任用者は、４名を再任用を行っております。この活用状況につきましては、消防局警防課救急室及び米子消防署に各１名を配置いたしまして、圏域住民に向けての応急手当普及啓発活動、そして救急活動資機材の備蓄管理及び統計業務を担当しているところでございます。また、消防局指令課に２名を配置いたしまして、通信指令業務に携わるとともに１１９番入電時の応急手当、口頭指導の充実強化を図っているところでございます。４点目でございますが、再任用制度の事務取扱要領等についてのお尋ねでございますが。再任用制度につきましては、条例のほか消防職員の再任用の取扱いに関する要項及び手続きに関する要領を定めておりまして、必要な事務を進めているところでございます。また、これら制度の周知につきましては、退職予定者に対する募集の際に勤務条件等について改めて説明を行うとともに、選考におきましては、意向調査及び個別面談を実施いたしまして、選考委員会を開催した上で決定を行っているところでございます。

○勝部議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 勝部議員。

○勝部議員 2点追加でお伺い申し上げたいと思います。まず1点目は、私どもが大変お世話になります救急救命士さんは、いわゆる医療行為をなさいますけれども、この育成あるいは受験、その活用については非常に難しい課題もあろうかと思いたすけれども、この試験は一般社団法人日本医療救急何とか財団だったと思いたすけれども、まあそういうところに受験されると思いたすけれども。こういった受験に関する、育成に関する過程での受験に臨むときの課題とか問題とか、どういう現状を御認識されているのか。簡単ではなかなかないのではないかなと思いたすけど、その点また御苦勞等あればお述べいただきたいと思いたす。それともう1点は、再任用制度ですけれども、事務規定はいろいろとお持ちであったり、きちんと運用されているふうに理解はいたしましたけれども、一つの提案といたしまして、再任用制度に関する選考委員会なるものをつくったりしてですね、本人の希望あるいはその活用方法等、そういった選考委員会なる任意機関ですけれども、そういったものを立ち上げてやっていくのも一つの方法ではないかなと思いたすけれども。そういったものを立ち上げる気があるのかどうか。この2点だけお述べいただきたいと存じます。

○多田消防局警防課長 議長。

○議長（岩崎康朗） 多田消防局警防課長。

○多田消防局警防課長 1点目の救急救命士の育成についてのお尋ねでございますけれども、やはり一番の隊員の悩みとなりますのは成績の向上ということでございます。研修所において7カ月間の研修を終えた後に、3月に国家試験を受けるわけですが、この対策といたしまして入校前の学力を向上させるということで、現役の救急救命士が3年前より基礎勉強から応用勉強に至るまで教育いたしまして、現在では解消しているところでございます。

○藤山消防局長 議長。

○議長（岩崎康朗） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 2点目の御質問でございますが、再任用の選考委員会についての御質問でございますが。先ほど御説明申し上げました要領、要項の中で、所属長によります選考委員会を現在設けて、その中で審査を行って任用の決定を行っているところでございます。

○勝部議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 勝部議員。

○勝部議員 いろいろと御質問申し上げましたけれども、いろいろと大変だと思いますけど、今後とも住民の身体、生命、財産を守るために、また日々御助力賜りますお礼を申し上げまして、以上で質問は終わります。

○議長（岩崎康朗） 次に、石橋議員。

○石橋議員 はい、議長。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 私は一般廃棄物最終処分場について、現在稼働中の第2最終処分場、また、埋立ては完了しており閉鎖がまだ至らない第1最終処分場について伺います。第2処分場は埋立完了から閉鎖まで18年の見込みというふうに、11月議会の私の質問への答弁がありました。なぜ、埋立完了から閉鎖までの期間が平均6年から10年と言われるのに、その2倍、3倍要するのか伺います。

○林原施設管理課環境企画室長 議長。

○議長（岩崎康朗） 林原施設管理課環境企画室長。

○林原施設管理課環境企画室長 失礼いたします。先ほど、第2最終処分場の閉鎖までの維持管理期間についてのお尋ねだと思います。第2最終処分場の埋立物でございますが、こちらは不燃残渣と焼却灰でございますが、環境省のほうの最終処分場の維持管理積立金に係る維持管理費用算定ガイドラインというものがございまして、そちらに焼却灰が埋立物に含まれております施設の埋立完了から閉鎖までの平均の維持管理期間がございまして、こちらが18年ということでありまして、それを参考に前回に議会で答弁させていただいたものでございます。

○石橋議員 はい。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 前回、燃え殻が入っていると長いというふうにおっしゃいましたが、その燃え殻とは何か、不燃残渣は含まれるのか、どういうものであるかを教えてください。

○林原施設管理課環境企画室長 議長。

○議長（岩崎康朗） 林原施設管理課環境企画室長。

○林原施設管理課環境企画室長 ただいま、燃え殻とはどういったものか、あと不燃残渣は含まれるのかという御質問でございます。これにつきまして、環境省の先ほど申しましたガイドラインにおきましては、産業廃棄物の燃え殻、焼却灰、ばいじん、鉋さい、それと一般廃棄物の焼却灰、ばいじん等を燃え殻等ということで定義をされております。なお、こちらのほうは不燃残渣は含まれるものではございません。以上です。

○石橋議員 はい。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 なぜ、燃え殻等が入っていると維持管理時間が長引くのか、詳しい説明をしていただきたいと思います。

○林原施設管理課環境企画室長 議長。

○議長（岩崎康朗） 林原施設管理課環境企画室長。

○林原施設管理課環境企画室長 燃え殻が含まれている場合の維持管理期間が長い、という御質問だと思います。こちらにつきましては、先ほど申しております環境省のガイドラインでございますけれども、これが最終処分場の埋立完了後の維持管理の実態に係りますアンケート調査、これに基づいた維持管理年数に対します埋立物の相関、こうい

うものが記載されておりまして、燃え殻等の割合が多くなるにしたがって維持管理年数が大きくなる傾向が見られるということで記載がございます。以上でございます。

○石橋議員 はい。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 長くなるという傾向があるというのは分かりましたが、それはなぜかというところが詳しく分かりませんか。

○議長（岩崎康朗） 林原施設管理課環境企画室長。

○林原施設管理課環境企画室長 今回この期間につきましては、こちらのガイドラインのほうを参考にさせていただいておりまして、そちらのほうの投下物、埋立物の相関との流れで、やはり燃え殻等の割合が多いということで維持管理年数が大きくなるという傾向でございますので、そういったことで御理解いただければと思います。

○石橋議員 はい。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 埋立完了後の維持管理の内容というのは、どういったものでしょうか。

○議長（岩崎康朗） 林原施設管理課環境企画室長。

○林原施設管理課環境企画室長 埋立完了後の維持管理の具体的な内容ということで御質問をいただきました。こちらにつきましては、この内容につきましては、産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令というのがございます。こちらに規定がございまして、主に最終処分場の構造物の点検、浸出水の処理、それからほかガスですとか水質分析を行うものが主な内容でございます。

○石橋議員 はい。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 埋立完了後の維持管理費の積立金というのが、その環境プラントへの委託料の中には平成19年から始まっています。これはまあ法律というか、そういうふうになったということのようですが、年額約900万円が埋立完了まで26年にわたって積み上げられるということです。これを閉鎖まで18年の維持管理費にするということになるんだと思いますが、18年にならせば1年間で約1,300万。これは妥当な金額なのではないでしょうか。ちょっとその辺の見当がつかないというふうに思うんですが。そして18年というのは平均だということですが、長くは35年という例も、頂いた資料の中では見られます。この積立で対応ができるんでしょうか。足りないときはどうするんでしょうか。

○議長（岩崎康朗） 林原施設管理課環境企画室長。

○林原施設管理課環境企画室長 維持管理積立金に関する御質問でございますけれども、維持管理積立金につきましては、こちらの全額、埋立完了後の維持管理費に充当することとなりますけれども、不足の際につきましては、こちらは組合のほうが負担することになります。それともう1点、この具体的な金額でございますけれども。あと期間、そ

れぞれにつきましては、処分場の状況、あと閉鎖の基準というものがございまして、それらを勘案しながら最終的なものが決定となりますので、継続して設置者のほうと協議をする必要があるものと考えております。以上でございます。

○石橋議員 はい。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 そうしますと、その積立金が実際どうなるのか。委託料がそれによって増えたりしていくということもあり得るわけですね。実際には18年以上かかって、組合の負担がますます増えるということもあり得ると。予測がつかないということですよ。第1処分場の閉鎖もまだですが、第1処分場の浸出水も同じ調整槽に送られてきて、RO膜を通り、運んだ半分は濃縮水処分施設を通過して乾燥とかして搬出するのが半分。で、半分は、また第2処分場内に返されるということになるのですね。この第1処分場の保有水についての測定がまだされてないというふうに聞いてますので、ここは質問にしません。この第1処分場の閉鎖はいつになるのか、その見通しはどうか伺います。

○林原施設管理課環境企画室長 議長。

○議長（岩崎康朗） 林原施設管理課環境企画室長。

○林原施設管理課環境企画室長 第1最終処分場の閉鎖時期についてのお尋ねでございます。第1最終処分場につきましては、平成5年に埋立ては完了しております。閉鎖に当たりましては、浸出水の水質ですとか発生ガス、これらが2年間以上安定して閉鎖基準を満たすという必要がございます。この中で、現在浸出水の水質につきましては閉鎖基準を満たしている状態でございますが、発生ガスのほうが安定化してないというところから現在は閉鎖基準を満たしていない状況でございます。発生ガスの安定を待ちながら閉鎖になろうかということで見込んでおります。以上でございます。

○石橋議員 はい。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 平成5年埋立完了で、既に29年経ちます。これがまだ閉鎖できてない。第2処分場も平均の18年で閉鎖できるかどうか、その見込は不明確だというふうに思います。発生ガスというのは、その成分はどういうものなののでしょうか。これ、通告はしてませんが、教えてください。

○三上事務局長 議長。

○議長（岩崎康朗） 三上事務局長。

○三上事務局長 すみません、ちょっと手元に今資料がございませんので、後ほど確認をしてお答えさせていただきたいと思います。

○石橋議員 はい。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 それでは、それは後ほどで。それが安定化するというのは、どういう状況になるのかということも併せて教えてください。平成20年1月22日の会議録、以後、

会議録というふうに言いますが。で、述べられています保有水について、保有水は維持管理において速やかに場外へ排出するべきであるが、2,000立方メートルしか貯水槽の容量がなく、場内に貯留する必要がある。と、その会議録にはあります。つまり、この規模の最終処分場の浸出水を処理するには、この調整槽では容量が不足している。そのために、保有水が処分場内に貯留している内部貯留というのが通常の状態であるということだと思いますが、その点を確認します。

○議長（岩崎康朗） 林原施設管理課環境企画室長。

○林原施設管理課環境企画室長 第2最終処分場の保有水の件の御質問と思います。こちらにつきまして、保有水につきましては埋立地内に貯留をしないよう、速やかに排出するよう維持管理を行っております。さらに毎月、測定器を用いまして埋立地内の水位を確認いたしておりますけれども、降雨時におきまして、測定地点からの保有水の水位は確認されていない状況でございます。以上でございます。

○石橋議員 はい。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 内部貯留の基準というのは、汚染槽の水位によってバルブの開け閉めをしているんですか、伺います。

○議長（岩崎康朗） 林原施設管理課環境企画室長。

○林原施設管理課環境企画室長 失礼いたします。バルブの件でございますけれども、内部貯留の基準と申しますのは、当時の会議録におきまして何を示していたのかはちょっと不明でございます。バルブの調整につきましては、貯留槽の水位を調整するために開閉を行っているものでございまして、保有水の調整をするために行っているものではございません。以上でございます。

○石橋議員 はい。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 調整槽の容量がいっぱいにならないようにバルブを閉めたり緩めたりしているということですね。閉めているという状態であれば、当然、貯留水は処分場内にあるという日があるのだということだと思うんです。令和3年7月から管理日報に記載されている点検結果には、貯留なしという記録しかありませんが、どうして为什么呢。

○議長（岩崎康朗） 林原施設管理課環境企画室長。

○林原施設管理課環境企画室長 貯留なしという結果でございますけれども、こちらは測定地点のほうで測定を行っているものでございまして、その時点で貯留はないということでの確認ということで資料のほうはお出ししたものでございます。以上でございます。

○石橋議員 はい。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 この点検はどの地点で行われているのか。定点なのか、何か所で行っているのか伺います。

○議長（岩崎康朗） 林原施設管理課環境企画室長。

○林原施設管理課環境企画室長 すみません、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後で答弁をさせていただければと思っております。申し訳ございません。

○石橋議員 はい。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 こういうことって資料がないと分からないものなんですか。何か所で行っているのか、なんていうのは当然把握されてるものじゃないかと思うんですけど。まあ、後でください。会議録で話されていますが、平成19年7月豪雨の後の保有水の水位が、主堰堤の上部の約1.5メートル下まで水位が上がってきていたという件について、保有水が主堰堤を越える越流を防ぐための小堰堤の底盤シートが結局入れられなかったというわけですが、降雨時の越流や地震がそういうときに起こったことによる堰堤の破壊の心配を、この会議録の中で2人の技術者といいますか専門家が話されています。この心配はもうないんでしょうか。以前にも伺いましたが、重ねて伺います。

○議長（岩崎康朗） 林原施設管理課環境企画室長。

○林原施設管理課環境企画室長 降雨時の越流への対策ですとか、地震による堰堤の破壊についての御質問かと思えます。まず、降雨時の越流につきましては、この会議録でお話がありました平成19年7月、このときの米子市の月の降雨量、こちらが324ミリでございましたけれども、それを超える雨量が令和3年の12月時点までに10回記録がございます。その間、平成30年9月におきましては、平成19年の7月以降最大となります552ミリの降雨量が記録されておりますけれども、その際におきましても測定地点の保有水の水位は確認をされていない状況でございます。もう1点、地震への対策でございますけれども、こちらのほう堰堤につきましては、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令というものがございまして、そちらに規定いたします最終処分場の構造基準を満たしているものでございまして、地震への対策は施されているものと考えております。以上でございます。

○石橋議員 はい。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 技術者というか専門家の人が、降雨の状況、気象条件なども熟知をした上で検討されているなど、心配されているといったところの意味ですね。この点について、なぜ、そのときにはあった、上部から1.5メートル下まであった保有水が今測定していないのかというのが本当に調べる必要があると。保有水の状態として、下部の6割が飽和状態、上の4割が不飽和であろうというふうに、この会議録でその専門家が言われています。飽和であると、土に含みきれない水分が土と土との間の間隙を埋めて、酸素が通らなくなる。そうすると微生物の分解が進まず、安定化が進まないということになる。

不燃残渣と焼却灰のミックスになってガチガチに固まっている。水が通らない。空気を通わせる、水を通わせる道を造っておかなければならない。というふうに発言があります。それ以後、この道というのは造られていないわけですよね。したがって、水が抜けずに安定化を阻む、18年後の計算もできないということになりはしませんか。見解を伺います。

○議長（岩崎康朗） いいですか。かみ合っておりますか。大丈夫ですか。答弁をお願いします。林原環境企画室長。

○林原施設管理課環境企画室長 第2最終処分場の閉鎖ということでございますけれども、第2最終処分場につきましては他の処分場のほうと同様な形で、建設当時の国の基準に従って建設をいたしております。他の最終処分場におきましても、既に閉鎖が行われている施設もございますことから、現在のところ、平均的な閉鎖までの期間で閉鎖が見込めるものと想定をいたしております。以上でございます。

○石橋議員 はい。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 かみ合いませんね。そんな平均的な話を聞いているわけではありません。この平成20年当時、専門家が言われたことに対して対策を取っていないなら、この第2処分場の場合、安定化が進まないと考えられるのではないかというふうに聞いています。再度、答弁をお願いします。

○議長（岩崎康朗） 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 この問題につきましては、先ほど議員もお認めになりましたとおり、かねて御答弁申し上げましたので、あまりくどくどと重ねて答弁することは控えたいと思いますが、今、議員がおっしゃっております議事録というのは、どういう経過かわかりませんが内部資料が外部に出たものだと、大変遺憾に思っております。当時の主堰堤の上に堰堤を積み増しする際の技術的な方法について、2人の技術者が見解の違いを戦わせた際のやり取りを記録されたものだと、このように承知しております。その際にですね、それぞれの技術者が主張する技術的な方法について、その正当性を述べる際にいろんなやり取りが行われているということではありますが、先ほど担当のほうからお答えしたとおり、それが本当に事実だったのかどうかも含めてですね、現時点で確認のしようがありません。我々がきちんと確認できるのは、現在、いわゆる保有水というものがない。これは観測穴を掘ってですね、定期的に観測いたしているわけではありますが、いわゆる宙水と呼ばれるようなものがないということはずっと確認してきております。したがって、議員がおっしゃるような、保有水があって処分場の安定化、閉鎖が遅れるんじゃないかという仮説の質問は成り立たない。このように考えます。以上です。

○石橋議員 はい。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 その会議録はそういうものですが、西部広域のほうから、あのとき別の、

あれは黒塗りになった流出文書とともに提出されて議員に提供されたものです。それに書いてあった内容が私の質問の基になっておりまして、そこに書かれている専門家の心配を本当に払拭できるなら、きちんと精査し払拭されればいいことだというふうに思います。安定化を本当に済ませて完全閉鎖に向かうためには、やはり調整槽を拡大することが必要ではないか。内部貯留をやめるということではないのでしょうか。見解をお伺いします。

○議長（岩崎康朗） 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 重ねてであります、現在観測上、いわゆる宙水、内部保有水というものは確認されておりませんので、その心配はないものと考えております。以上です。

○石橋議員 はい。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 この施設と地域の安全を守るために、別に私、難癖つけたいわけじゃないんですよ。安全を守るために西部広域が責任を持って変更申請をして、調整槽の拡張をすることを私は求めたく。そこに土地がないわけではないんですよ。土地がないのが理由になってますが。産廃の予定地にされている土地をそれに充てるということを考えられたらいいんじゃないでしょうか。見解を求めます。

○議長（岩崎康朗） 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 重ねてであります、その安全安心を守るために観測しているわけでありまして。それで、その、いわゆる保有水というものが存在を確認をされているのであればですね、議員のおっしゃるようなことは成り立ちますが。それが確認されないのに、あたかもそれが確認されているかのような質問をされることは事実を誤認させますし、逆に議員の質問が地域の皆さんに大きな根拠のない不安を与えることになると思いますので、その点を指摘させていただきます。以上です。

○石橋議員 はい。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 そういうことでしたら、あのときになぜあったのか。まあ宙水ではなかったかという話もありますが、それも含めて調査をきちんとして、不安を払拭されるべきだと思います。平成10年につくられました新しい基準というのがあるんですが、それ以前につくられたここの第2処分場などは、それに適合しなくてもいいということになっていますが、その基準は、この内部貯留に問題があるというところからつくられたというものだというふうに聞いています。西部広域行政管理組合は保有水について、さっきも言いましたが、宙水というものがあるのか。あるのであれば、それも含めて再度調査することを求め、そして、今稼働しているこの一般廃棄物最終処分場に関する質問はこれで終わります。続いて、令和14年度からの共用開始となる一般廃棄物処理施設整備基本構想について伺います。私は何度も質疑、質問を繰り返していますように、この構想について抜本的に見直しが必要だという立場です。それは第1に、ごみ問題は住民

の生活そのものに密着した、どんな暮らし方をするのかということに切り離せない問題であるのに、住民に周知する場で住民と相談しながら最善の在り方を探そうという態度がないということです。パブコメに寄せられた意見に対して本気で考えてみようという態度もなかったということです。二つ目は、ごみの大幅削減の目標がないことです。地球の資源を大事にして、気候危機からの脱却をするためにも、本気で減量化を考えなくてはならないと思います。効率のためといってプラスチックを燃やすということも決まっています。国は昨年、プラスチックの資源循環の促進の法律というのを制定しましたが、まだ政策として明確ではないということを書いて、プラスチック処理の具体的な見直しも進んでいません。今現在でも問題が多いこの構想で、今から10年後の令和14年に稼働を始めて、2032年から30年余、2060年代、70年代までのごみ処理をしていくのは、どう考えても無理があるのではないのでしょうか。2050年問題とか脱炭素化にかなっているのでしょうか。よって、この基本構想には賛成できない立場ですが、スケジュールの中に書かれた循環型社会形成推進地域計画というのについて質問します。全体計画の中にある循環型社会形成推進地域計画を2022年度に、ごみ排出量将来見込み見直し計画施設規模というふうに書かれていますが、そして2023年にそれを行い、それによって2024年度に循環型社会形成推進地域計画の7カ年計画を立てるというふうにあります。この計画の内容と今の準備段階、この計画を立てるのはどういう組織で行うのか、そこに住民の参加はあるのかを伺います。

○安野ごみ処理施設整備課長 議長。

○議長（岩崎康朗） 安野ごみ処理施設整備課長。

○安野ごみ処理施設整備課長 循環型社会形成推進地域計画に関する3点、三つの点だと思いますが、お尋ねでございます。まず、この地域計画の策定目的と、今後の見直しや策定予定についてでございます。まず、循環型社会形成推進地域計画、これはそれぞれ市町村の一般廃棄物処理計画等にございます廃棄物の排出抑制などの計画や、本組合または構成市町村の廃棄物処理施設の整備計画等を記載するものでございます。この地域計画に定める事業を実施する際に、環境省の循環型社会形成推進交付金、これの支援を受けるものでございます。今後の地域計画の見直し及び策定予定といたしましては、基本構想にお示ししますスケジュールに基づきまして、まず、令和2年度を初年とする現在の地域計画、これにつきまして令和4年度、今年、新たな新年度になりますが、施設基本設計や環境影響評価の計画支援事業の追加申請を行うこととしているほか、令和6年度末で現在の地域計画は終了いたしますことから新たに策定する必要がございますが、令和5年度に着手いたします施設基本設計でのごみ排出量や、施設規模の算出内容等を踏まえまして、令和7年度を初年度とする第3期の地域計画を策定する予定としているところでございます。次に、地域計画の策定に向けた準備段階の状況についてのお尋ねでございますが、令和6年度に策定する地域計画、第3期の地域計画になりますが、この計画に反映するため、施設基本設計におきまして、ごみ排出量や施設規模等の算出

を行う必要がございますので、算出に必要となります処理対象物や分別基準の検討、これについて現在、構成市町村と協議を進めているところでございます。３点目の、地域計画の策定に当たっての体制等についてのお尋ねでございますが、策定に当たりましては、構成市町村との協議内容に基づきまして、議会でも御説明し、御意見を頂戴しながら事務を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○石橋議員 はい。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 先日、米子市の民生教育委員会で、米子市のごみ減量化の見直しというのが説明されました。先ほど副管理者、伊澤副管理者もちょっと触れられましたけれど、生ごみ処理の機械とか容器の購入予定、あるいは段ボールコンポストの普及の拡大。昨年の実績８５を２００分に広げるというようなものでしたが、これまで予算の枠が小さくてはみ出していたところがあったからというんですが、それをまあ予算枠を広げたのだということのようです。従来の枠組みの中でも、わずかな手直しでしかないというふうに思いました。広域の７割のごみを排出する米子市、そして米子市以外の市町村でも、ごみの処理について住民と相談しながら大幅な減量化を進める、資源を守る取組を推し進めていただきたいというふうに思います。気候危機の脱却とか、資源を守って環境をこれ以上破壊しないということは焦眉の課題です。どこか一部を手直しすればいいということではなく、基本的な方向、基本姿勢だと思います。この基本構想の抜本的な見直しを求めて、私の質問は終わります。

○議長（岩崎康朗） 次に、山路議員。

○山路議員 はい、議長。

○議長（岩崎康朗） 山路議員。

○山路議員 失礼します。１０番、日吉津村選出の山路です。ただいま、議長からのお許しを得ましたので、私の一般質問に入らせていただきます。限られた時間ですので簡潔に行いたいと思います。質問内容は、うなばら荘閉館に伴う諸問題についてであります。我が村に関わる事であり、できるだけ客観的に質問をしたいと思っております。しかしながら、日吉津村にとっては将来の活性化に関わるところでもあり、少し掘り下げて質問をしたいと思います。うなばら荘、昭和４９年に営業開始。いよいよ４８年間の営業に幕を引くこととなりました。この間、地域の皆様には御愛顧いただき、感謝申し上げます。経過としては、平成１８年度から直営から公設民営となり、指定管理者としてうなばら福祉事業団が１６年間経営に携わったところであります。今なお、地域住民の皆さまからは継続を望む声もあり、愛着を感じられているところであると思っております。これまで、このような声に応えるためにも、同事業団、また日吉津村議会としても負担覚悟で臨んできたところであります。昨今のうなばら福祉事業団職員のマスコミ等での訴えも踏まえて、以下の質問を行います。質問項目として、うなばら福祉事業団職員の就職あっせんについてであります。うなばら荘が閉館することに当

たり、うなばら福祉事業団職員はおのずと解雇されることになります。道義的な視点から、西部広域行政管理組合として職員の再就職に関して対応されるか否かを、まず伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○伊木管理者 議長。

○議長（岩崎康朗） 伊木管理者。

○伊木管理者 ただいまの御質問についてでございますが、このうなばら荘につきましては、御存じのとおり指定管理者制度により管理運営を行っておりまして、職員の再就職をはじめとします雇用問題につきましては、労使関係にあります、うなばら福祉事業団において対応されておると認識をしております。そこで、職員の再就職につきましては、ハローワークへの求人の取りまとめ依頼ですとか、あるいは構成市町村への協力要請をされておられまして、複数の求職先が情報提供があったというふうに伺っております。ちなみに、私が所属しております米子市におきましては、同業者の組合に対する要請、あるいは金融機関に対する要請を行い、一定の話があるものというふうに認識しておりますし、また米子市役所といたしましても、会計年度雇用といたしまして、つなぎの雇用についても今後考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○山路議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 山路議員。

○山路議員 ありがとうございます。それでは、少し再質問させていただきます。少し現状についてお話させてもらいたいと思います。うなばら福祉事業団職員組合代表の方が、同事業団理事長所在地である日吉津村役場まで出向かれ交渉されているという現実があります。当然、うなばら福祉事業団としても、責任を持って取り組むのが当然であると考えております。しかし、事業団の解散に至る責任は西部広域行政管理組合にもあると私は思っております。また、うなばら福祉事業団、長期にわたる指定管理者としての経営努力、また、日吉津村からの運転資金補助等を考えたとき、道義的にも西部広域行政管理組合として再就職のあっせん、諸問題についての、少なくとも窓口となるべきと考えますが。再度、この辺りについて質問をいたします。よろしくお願いいたします。

○三上事務局長 議長。

○議長（岩崎康朗） 三上事務局長。

○三上事務局長 うなばら福祉事業団の職員の方の再就職の窓口を、西部広域のほうで行ってほしいという、再度の御質問でございますが。ただいま、先ほどですね、管理者も答弁申し上げましたが。繰り返しという形になりますけれども、再就職の窓口につきましては、労使関係にございますうなばら福祉事業団において既に対応されておられまして、取組が進んでいるというふうに理解しております。この間におきましても、西部広域の立場でできることににつきましては、させていただいておりますし、日吉津村の議会のほうにも、御説明等々もさせていただいてきているというふうに認識はしております。以上でございます。

○**山路議員** はい、議長。

○**議長**（岩崎康朗） 山路議員。

○**山路議員** ありがとうございます。度々、日吉津村のほうにも出向いていただき、感謝申し上げる次第です。ただ、今、答弁聞いておりますと、西部管理組合としては、先ほど再質問でしたように、私先ほど申し上げたように窓口もやらないというふうに、一切うなばら福祉事業団で対応してくださいというふうに理解してもよいのでしょうか。

○**三上事務局長** 議長。

○**議長**（岩崎康朗） 三上事務局長。

○**三上事務局長** 繰り返しになりますけども体制につきましてはですね、うなばら福祉事業団ほうでお願いをさせていただきたいと思いますが。この間の日吉津村さんとの連携につきましてはですね、特に総務課長さんとの間の中で、西部広域のほうでも御相談なり、また、うちの顧問弁護士等との相談、そのようなところの対応もこの間はさせていただいております、できる限りのことはさせていただいているというふうに考えております。

○**山路議員** はい、議長。

○**議長**（岩崎康朗） 山路議員。

○**山路議員** ありがとうございます。私とするとですね、こういう一般質問するわけですね、やはり私は窓口はね、西部広域のほうでしていただいて、当然、先ほど申し上げたように、うなばら福祉事業団としても責任持ってせにやいけないですけども、窓口はやはり私は西部広域で。これまでの経過、道義的なことを考えたときには、私は西部広域が当然窓口は持つてやるべきであるというふうには理解しておる。これ以上お話をしても、なかなか次の展開になりませんので。この辺りで再質問の1点目は終わります。それで2点目はですね、昨年11月26日にですね、優先交渉者権のある株式会社ヤードクリエーション関係者の方に、日吉津村議会全員協議会に出席願い、事業内容等について説明を願ったところであります。西部広域管理組合として、株式会社ヤードクリエーションの事業展開と共に再雇用について、どのように把握されているのかと。この辺りについてお聞きしたいと思います。

○**三上事務局長** はい。

○**議長**（岩崎康朗） 三上事務局長。

○**三上事務局長** 株式会社ヤードクリエーション様の事業展開、それから現在のうなばら荘の職員さんの再雇用、継続雇用に対する考え方についてでございますけれども。現時点における話ということで御答弁させていただきたいと思いますが、ヤードクリエーションさんのプランにおきましては、宿泊部門におきましてはフロント、それからコンシェルジュ、ベルパーソン、ドアマン、ハウスキーピング、ガイドサービスの職種などを検討されているようでございますし、また、管理部門におきましては、営業、企画、広報の職種の職員、この採用のほうを検討し進められてるというふうに伺ってお

るところでございます。この内容につきましては、1月25日でございましたけれども、うなばら福祉事業団の課長会におきましても、西部広域のほうから資料等を添えてですね、御説明のほうもさせていただいたところでございます。また、職員の採用についての考え方でございますけれども、事業の詳細が決定をされたタイミングで、アンケートなどの方法によりまして、うなばら荘の職員の雇用希望、これをまず確認をされて、雇用を希望される方から履歴書等の提出を受け、面談を実施したいというふうに現状をうかがっているところでございます。

○山路議員 はい、議長。

○議長（岩崎康朗） 山路議員。

○山路議員 ありがとうございます。私も関係する議会の一人としてですね、長くうなばら荘事業団に勤めておられた方にですね、まあ何て言うんですかね、理解された中で退職願って、次の再就職をしていただくような手はずはしなければならないというふうに個人的にも思っております。それも分かりました。続いて、質問の3番目ですけども、昨年の日吉津村議会、12月定例会。これは各市町村の議会にも議案として提案されたと思いますけども、西部広域行政管理組合でうなばら荘の廃止に伴う財産処分に関する協定についての議案に対して、この12月定例会、日吉津村では複数人が反対し、賛成多数の可決となった経過があります。西部広域行政管理組合の対応に、当議会としては非常に不信感を抱く議員もおります。今後、日吉津村と、優先交渉権のある株式会社ヤードクリエイションとの借地料等の交渉が難航した場合、どのような経過をたどるのか、この辺りお伺いしたいと思います。

○三上事務局長 議長。

○議長（岩崎康朗） 三上事務局長。

○三上事務局長 株式会社ヤードクリエイションさんとの交渉から不成立、不調になった場合どうされるかということのお尋ねだと思いますけれども、まず初めに、現在の交渉状況につきまして触れさせていただきたいと思いますけれども、建物につきましては、ヤードクリエイションさんと本組合の間で仮契約、こちらのほうは締結を完了しておるという状況でございます。それから土地につきましては、今、議員さんからも話がありましたように、日吉津村と覚書の締結をされるということで、まさに今週協議に入られたというようなタイミングであるというふうに伺っておるところでございます。で、仮にということで、交渉が難航し不成立となった場合どうされるかということでございますけれども、今申し上げましたように、まさに土地につきましては交渉に入られたばかりのタイミングということでございますので、このタイミングでですね、どうするかということはちょっと申し上げにくいかなというふうに思っています。交渉成立に向けまして、関係者間でこれから尽力されて、精力的に話し合いをされるというところでございますので、重ねてになりますが、不成立の場合どう対応するかということにつきましては、この場、このタイミングでは差し控えさせていただきたいというふうに考

えます。

○山路議員 はい、議長。

○議長（岩崎康朗） 山路議員。

○山路議員 もう少し、この辺り掘り下げて質問したいと思います。今、局長も話されるように、この場では差し控えたいということでもあります。ただ、個人的にも心配するところは、4, 0 0 0 万余りの上物ですね。これが4 0 万ちょっとで仮契約の段階を踏んでます。そうするとですね、今度は下地ですね。これについての、ここ、資料によりますと、貸付けに関する条件、これが7項目あります。そうするとですね、建物等に関わる土地、つまり借地料ですね。年額でですね、4 2 0 万余り。年額でですね。というような数字が挙がっております。そうするとですね、ここに例えば保証金。今この段階で答弁は差し控えたいということですが、この交渉がですね、本当にスムーズにいくと考えられているのかということ是非常に日吉津村議会でも心配するところですけども。この辺り、どのように感じておられますか。

○伊澤副管理者 議長。

○議長（岩崎康朗） 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 山路議員からの重ねてのお尋ねであります。このことは議員さんもよく御存じのとおり、この借地条件については日吉津村のほうで設定されたものであります。我々のほうで設定したものではございません。あえて申し上げますと、そういった借地条件を踏まえるからこそ、建物については評価額より大幅に低い額でしか引き受けられなかったのも、これも一定程度理解しております。途中経過の中ではですね、我々西部広域の中でも少しこの借地料の条件が厳しいんじゃないかと。したがって、これでは民間企業の手が挙がらないじゃないかと、こういうような話もありましたけども、ありがたいことに今の交渉権者のほうが手を挙げられて。そして、その内容についても審査させていただいて、地域振興も含めて引き続きうなばら荘の建物を地域のためにも有効活用していただける、それが将来の見える案であろうということで交渉権者に採択したと、こういう経過がございます。したがって、交渉条件をお決めになった日吉津村さんのほうで責任を持って調整をしていただきたいと思いますし、事業者も一定のクレームは承知の上で手を挙げておられますので、今、議員の御心配のように、交渉が不調になるということを今の時点でですね、ここで議論することは適当でない。このように考えております。以上です。

○山路議員 はい。

○議長（岩崎康朗） 山路議員。

○山路議員 副管理者の言われる内容も理解するところですけども、遑っていきますと確かに借地料4 2 0 万等、こうしたことは日吉津村で相当鑑定士にも相談しながら、この4 2 0 万という数字は出していると思いますけども。ただ、これ遑って行って、交渉が不成立になったら、これ更地返還という、今度はそういう項目があるわけですけども、

ここまで関わってこないかなというふうには思いますけども。この辺りはどうなるんでしょう。

○議長（岩崎康朗） 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 借地でされるということも含めて御検討し、その条件も含めて決定していただいたのは日吉津村さんだということは重ねて申し上げておきたいと思います。あえて仮定でお聞きになりますので非常に苦しいんですけども、ぜひ今の案件が成立することを強く望んでいるわけでありますが。まあ仮に不調になった場合は、次の策。これはもちろん議会にも御相談しながらすることになります。次に、再度、事業者を募集するというに行くのか、それとも、そうでなければ、約定どおり更地返還というふうにするのか。いずれにしても仮定の話でありますので、今の段階で申し上げることは差し控えたいと思います。以上です。

○山路議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 山路議員。

○山路議員 ありがとうございます。理解しましたので。またひとつ、この辺りいろいろ相談申し上げますと思いますけども。特にまた局長のほうには、ぜひ日吉津村のほうに足向けていただいて。ちょっと協議をしたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上で終わります。

○議長（岩崎康朗） 以上で、通告による一般質問は終わりました。ほかにないものと認め、一般質問を終結いたします。

~~~~~

## 第5 議案第2号～議案第5号

○議長（岩崎康朗） 次に、日程第5、議案第2号から第5号までの4件を一括して議題といたします。これより、4件に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○議長（岩崎康朗） 別にないものと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま議題となっております4件の議案のうち、議案第4号及び議案第5号については、予算審査特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○議長（岩崎康朗） 御異議なしと認め、そのように決定いたします。また、そのほかの2件の議案については、お手元に配布しております付託区分表のとおり、総務消防常任委員会及び民生環境常任委員会に付託いたします。委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午後3時16分 休憩

午後５時１３分 再 開

**○議長**（岩崎康朗） あらかじめ申し上げておきます。すぐに始めますけども、１５分にチャイムが鳴りますが、皆さん本当に、大分もう時間が経過しておりますので、続行でしゃべっていただいて結構でございますので。よろしくお願いします。すみません、それではお疲れさまでございます。休憩前に引き続き、会議を開きます。これより、４件の議案について、各委員会の審査報告を求めます。初めに、総務消防常任委員会の審査報告を求めます。

**○小谷委員長** 議長。

**○議長**（岩崎康朗） 小谷委員長。

**○小谷委員長** 総務消防常任委員会の審査報告をいたします。当委員会に付託されました議案１件について、先ほど委員会を開き審査をいたしました結果、議案第２号、鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘基金条例を廃止する条例の制定については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で審査報告を終わります。

**○議長**（岩崎康朗） 次に、民生環境常任委員会の審査報告を求めます。

**○今城委員長** 議長。

**○議長**（岩崎康朗） 今城委員長。

**○今城委員長** 民生環境常任委員会の審査報告をいたします。当委員会に付託されました議案１件について、先ほど委員会を開き審査をいたしました結果、議案第３号、財産の処分については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で審査報告を終わります。

**○議長**（岩崎康朗） 次に、予算審査特別委員会の審査報告を求めます。

**○中田委員長** 議長。

**○議長**（岩崎康朗） 中田委員長。

**○中田委員長** 予算審査特別委員会の審査報告をいたします。当委員会に付託されました議案２件について、先ほど委員会を開き審査をいたしました結果、まず、議案第４号、令和３年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第４回）については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第５号、令和４年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算については、予算の中にごみ処理施設の用地取得事業関係の経費が入っているとのことのため反対という意見もありましたが、採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で審査報告を終わります。

**○議長**（岩崎康朗） 以上で委員長の報告は終わりました。それでは、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。別にないものと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○議長（岩崎康朗）** 別にないものと認め、討論を終結いたします。これより、4件の議案を順次採決いたします。初めに、議案第2号、鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘基金条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は原案可決であります。本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○議長（岩崎康朗）** 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。次に、議案第3号、財産の処分についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○議長（岩崎康朗）** 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。次に、議案第4号、令和3年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算、補正第4回を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○議長（岩崎康朗）** 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。次に、議案第5号、令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（岩崎康朗）** 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。次に、日程第6、議案第6号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**○伊木管理者** 議長。

**○議長（岩崎康朗）** 伊木管理者。

**○伊木管理者** ただいま御上程をいただきました議案第6号は、監査委員の選任について御同意をお願いするものでございまして、監査委員のうち、本年3月31日をもって任期満了となられます播間匡広氏を引き続き選任したいと存じます。御審議をよろしくお願いいたします。

**○議長（岩崎康朗）** これより、本件に対する質疑に入ります。別にないものと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○議長（岩崎康朗）** 御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。これより討論に入ります。別にないものと認め、討論を終結いたします。これより、議案第6号、監査委員の選任についてを採決いたします。本件については、原案のとおり同意すること

に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○議長（岩崎康朗）** 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり同意されました。お諮りいたします。先ほど議会運営委員長から、議案第7号及び議案第8号が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○議長（岩崎康朗）** 御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~

日程追加 議案第7号～議案第8号

○議長（岩崎康朗） それでは、議案第7号及び議案第8号の2件を一括して議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○今城議会運営委員長 議長。

○議長（岩崎康朗） 今城議会運営委員長。

○今城議会運営委員長 ただいま御上程いただきました、議案第7号、鳥取県西部広域行政管理組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、及び議案第8号、管理者の専決処分事項の指定について、以上2件につきまして、議会運営委員会を代表し提案理由の説明を申し上げます。初めに、議案第7号、鳥取県西部広域行政管理組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。今回の改正は、これまで相当部分を米子市議会会議規則の例によることとしてきた規定を見直し、本組合独自の会議規則を整備することで、より一層の議会活動の充実及び円滑な議会運営を図ることができるよう、所要の整備を行おうとするものでございます。次に、議案第8号、管理者の専決処分事項の指定についてでございます。現在、議会の委任により管理者が専決処分できる事項については、損害賠償でその額が30万円以内のものに係る和解又は調停及び損害賠償の額の決定に関することの1項目のみを指定しております。今回の議案につきましては、まず、現在指定している損害賠償について、管理者が専決処分することができる事項を、30万円以内のものから100万円以内のものと改正すること。また、法令の制定、改正又は廃止に伴う当該法令の題名、条項若しくは用語又は当該法令に基づく法人、機関等の名称を引用する規定の整理を内容とする条例の改正をすることを専決処分の事項に追加すること。さらに、議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、契約金額の変更に係る金額の合計が1,500万円を超えない範囲の変更契約を締結することを専決処分の事項に追加すること。以上3点について改正及び追加し、新たに指定するものでございます。何とぞ、議員の皆様方の御賛同を賜り

ますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（岩崎康朗） これより、2件に対する質疑に入ります。別にないものと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○議長（岩崎康朗） 別にないものと認め、討論を終結いたします。これより、2件の議案を順次採決いたします。初めに、議案第7号、鳥取県西部広域行政管理組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。本件については原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○議長（岩崎康朗） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。次に、議案第8号、管理者の専決処分事項の指定についてを採決いたします。本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○議長（岩崎康朗） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

閉 会

**○議長（岩崎康朗）** 以上で、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。これをもって、令和4年2月鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後5時23分 閉 会

地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

鳥取県西部広域行政管理組合議会議長      岩   崎      康   朗

同                      議員      足   田      法   行

同                      議員      景   山              浩